

後期高齢者医療自己負担限度額

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯)
現役並みの所得がある方	経過措置対象以外の方()	3割	44,400円 80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(多数該当の場合は44,400円)
	経過措置対象の方()	3割 自己負担限度額「一般」適用	44,400円
一般被保険者()		1割	44,400円
低所得の方	(住民税非課税世帯の方)	1割	24,600円
	(住民税非課税世帯で、控除後の所得が0円の方)		15,000円

判定基準額

現役並みの所得がある経過措置対象以外の方 = 被保険者の課税所得(注1)が145万円以上で、被保険者が一人の場合は収入が383万円以上、二人以上の場合は収入合計520万円以上

現役並みの所得がある経過措置対象の方 = 被保険者の課税所得が145万円以上で、70歳以上75歳未満の同一世帯の方との収入合計が383万円以上520万円未満(注2)

一般被保険者 = 被保険者の課税所得が145万円以上で、被保険者が一人の場合は収入が383万円未満、二人以上の場合は収入合計520万円未満(注2) 住民税課税世帯で、被保険者の課税所得が145万円未満

(注1) 課税所得とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。

(注2) 基準収入額適用申請による申請が必要です。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)負担割合を8月に見直します

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の負担割合は毎年8月に見直しを行います

75歳以上の方と65歳以上75歳未満の方で、長寿医療制度において障害認定を受けている方がお持ちの後期高齢者医療被保険者証に表示

【20年度の課税所得が145万円未満の場合】引き続き「1割」の被保険者証を使用してください

【20年度の課税所得が145万円以上の場合】負担割合が「1割」となるため、新しい被保険者証を郵送します

されている「一部負担金の割合」は、毎年8月1日に住民税の課税所得(市民税・都民税納税通知書の「課税標準額」各欄の金額の合計)により定期判定されます。負担割合が変更になる方には、新しい負担割合を表示した被保険者証を7月末日までに配達記録郵便で郵送します。

【20年度の課税所得が145万円未満の場合】負担割合が「1割」となるため、新しい被保険者証を郵送します

【20年度の課税所得が145万円以上の場合】引き続き「3割」の被保険者証を使用してください



ねんきん特別便が届きます

現在、社会保険庁では、すべての被保険者および年金受給者に、年金加入記録等を記載した「ねんきん特別便」を送付し、基礎年金番号に登録されている年金加入記録に誤りや記載漏れ等がないか確認をしております。

【送付スケジュール】年金受給者 4月~5月 現役加入者 6月~10月

記載誤り等の有無にかかわらず、同封の返信用封筒有無を確認して、次の方法で回答してください。

【年金返答】誤りがない場合 同封の返信用封筒で、年金加入記録回答票を社会保険業務センターに郵送してください

【誤りがある場合】「年金加入記録回答票」に訂正内容を記入の上、年金証書と認め印を持参して武蔵野社会保険事務所まで手続きをしてください

【送付先】〒144-8501 東京都目黒区三軒がわ1-1-1 社会保険業務センター

【年金返答】誤りがない場合 同封の返信用封筒で、年金加入記録回答票を社会保険業務センターに郵送してください

【誤りがある場合】「年金加入記録回答票」に訂正内容を記入の上、年金証書と認め印を持参して武蔵野社会保険事務所まで手続きをしてください

【送付先】〒144-8501 東京都目黒区三軒がわ1-1-1 社会保険業務センター

【送付先】〒144-8501 東京都目黒区三軒がわ1-1-1 社会保険業務センター

【送付先】〒144-8501 東京都目黒区三軒がわ1-1-1 社会保険業務センター

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)保険料の支払い方法が変更できるようになりました

「年金からの天引き」から「口座振替」に変更できるようになりました

長寿医療制度の保険料を4月から年金からの天引きで納めていただいている方や、10月から年金大引きになる方で、

「年金からの天引き」から「口座振替」に変更できるようになり、対象となる方は、

長寿医療制度加入前に、国民健康保険または国民健康保険組合に加入して、

滞りなく納付していたご本人の年金収入が180万円未満の方のうち、

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)保険料の支払い方法が変更できるようになりました

【基準収入額】同一世帯で長寿医療被保険者がほかにいない場合は、収入額が383万円未満

【自己負担限度額】同一世帯で長寿医療被保険者がほかにいない場合は、収入額が383万円未満

【手続き方法】「お持ちいただく物」被保険者証、指定する金融機関の口座番号が分かるもの、

【手続き方法】「お持ちいただく物」被保険者証、指定する金融機関の口座番号が分かるもの、

【お持ちいただく物】被保険者証、指定する金融機関の口座番号が分かるもの、

【お持ちいただく物】被保険者証、指定する金融機関の口座番号が分かるもの、

【お持ちいただく物】被保険者証、指定する金融機関の口座番号が分かるもの、

【お持ちいただく物】被保険者証、指定する金融機関の口座番号が分かるもの、

募集

清掃作業臨時職員 2名

【募集対象・人員】健康な方若千名

【募集方法】7月31日(木)までに、本人が履歴書をごみ

明るい選挙の実現のため 7月1日~31日は 寄附禁止強化期間です

政治家が選挙区内の方に、お金の物を贈ることは、法律で禁止されています。

「受け取らない!」の、三ない運動を皆さんで徹底し、明るい選挙を実現しましょう。

【注意】8月20日(水)までに申請していただいた場合は、10月の年金天引きを中止

【注意】8月20日(水)までに申請していただいた場合は、10月の年金天引きを中止

【注意】8月20日(水)までに申請していただいた場合は、10月の年金天引きを中止

【注意】8月20日(水)までに申請していただいた場合は、10月の年金天引きを中止

【注意】8月20日(水)までに申請していただいた場合は、10月の年金天引きを中止

【注意】8月20日(水)までに申請していただいた場合は、10月の年金天引きを中止

【注意】8月20日(水)までに申請していただいた場合は、10月の年金天引きを中止